

六	五	四	三	二	一	条件等	平成十四年十二月十八日	成十四年十二月十日	省令第三十号	国債の発行等	財務省告示第四百五十二号	
額面金額の	払込金額	発行額	発行方法	の法律及びその	発行之根拠	号	名称及び記	平	成	令	国	財
五万五千九百八十七億五千六百	三兆七千九百七十八億三千六百	五万五千九百八十七億三千六百	額面金額で発行する額	引受けによる発行契約を締結する	の間に国の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と
五万五千九百八十七億五千六百	三兆七千九百七十八億三千六百	五万五千九百八十七億三千六百	額面金額で発行する額	引受けによる発行契約を締結する	の間に国の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と
五万五千九百八十七億五千六百	三兆七千九百七十八億三千六百	五万五千九百八十七億三千六百	額面金額で発行する額	引受けによる発行契約を締結する	の間に国の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と	の間の国債の募集の組織され及び団体と

財務省告示第四百五十二号（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四号第三項の規定に基づき、平成十四年十二月十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百

二 発行之根拠 平成十四年（平成十四年）の法律第二十号（平成十四年）の法律第二十号（平成十四年）の法律第二十号

三 発行方法 額面金額で発行する

四 発行額 五万五千九百八十七億三千六百

五 払込金額 三兆七千九百七十八億三千六百

六 額面金額の 五万五千九百八十七億五千六百

七 八 九
 種 類
 行 日
 募 集
 の 価
 格
 利 率
 初 期
 利 子

十 一
 第 二 期
 以 後
 の 利 子
 償 還 限
 償 還 金 額
 元 金 支
 払 場 所
 募 集 期
 間
 払 込 期
 日

円、一億円及び十億円の六種
 平成一億円及び十億円の六種
 額面金額百円につき九十九円九
 十三年十月六日
 年一〇パーセント
 平成十五年六月十日
 と、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次の及び第十二号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 1.0}{100} \times 1$$

毎六月二十日及び十二月二十
 日を、その日以前六月間に属す
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成二十四年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 国債代理店及び国債元金支払
 取扱店並びに取扱郵便局から
 平成十四年十一月二十日
 平成十四年十二月二十日
 平成十四年十二月二十日